

平成 28 年度第 2 次補正予算「小規模事業者販路開拓支援事業 (小規模事業者持続化補助金)」の追加公募を開始します


中小企業庁では、平成 28 年度第 2 次補正予算に「小規模事業者販路開拓支援事業」を措置し、その内「小規模事業者持続化補助金」の追加公募を本日開始しました。

本事業は、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等を支援するものです。

事業の目的・概要

小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助します。

なお、本追加公募においては、小規模事業者の事業承継に向けた早期・計画的な取組を後押しするため、代表者が 60 歳以上である場合には以下の「事業承継診断票」を提出していただくとともに、後継者候補が中心となって取り組む事業を重点的に支援します。

- [事業承継ガイドライン\(平成 28 年 12 月\)](#)
- [事業承継診断票\(相対用\)\(PDF 形式:354KB\)](#) 

公募期間

平成 29 年 4 月 14 日(金)～平成 29 年 5 月 31 日(水)

対象者及び補助率等

対象者：全国の小規模事業者

補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助上限額：50 万円

500 万円(複数の事業者が連携した共同事業)

本件に関するお問い合わせ先(事業実施機関)

- [全国商工会連合会](#) 
- [日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局](#) 

(本発表のお問い合わせ先)

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課長 苗村

担当者：楠木、木村、酢谷、入口

電話：03-3501-1511(内線 5382～5)

03-3501-2036(直通)

FAX：03-3501-6980